

## 役員等の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なごみかぜの定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、日額2,000円(源泉徴収後金額)を報酬等として支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2 役員等が報酬等を不要な旨を書面にて表明した際には支給しない。

### (出張旅費)

第4条 役員等が法人業務のため出張する場合は、別に定めるなごみかぜ旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号の定める報酬等の基準として公表する。

### (兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月9日から施行する。
- 2 この規程は、平成30年3月30日から施行する。
- 3 この規程は、令和5年3月31日から施行する。